

「桑名市地域包括ケア計画」に込められた思い

～地域密着型サービス事業所に対する期待を中心として～

— 地域密着型サービス事業所集団指導 —



本物力こそ桑名力

桑名ブランドキャッチフレーズ
ロゴマーク

他ではまねできない、桑名ならではの
たくさんの“本物”を見つけ出し、
磨き上げ、より素晴らしいものにしていく
力を「本物力」と名付けました。

木曾三川が流れ込む桑名を
桑名城の形状であった扇の要と見立てた
イメージ等を桑名のイニシャルである
「K」のマークで表現しました。

平成27年3月24日

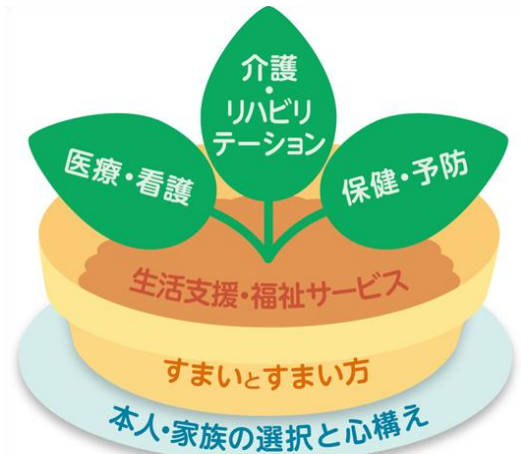
桑名市副市長

田 中 謙 一

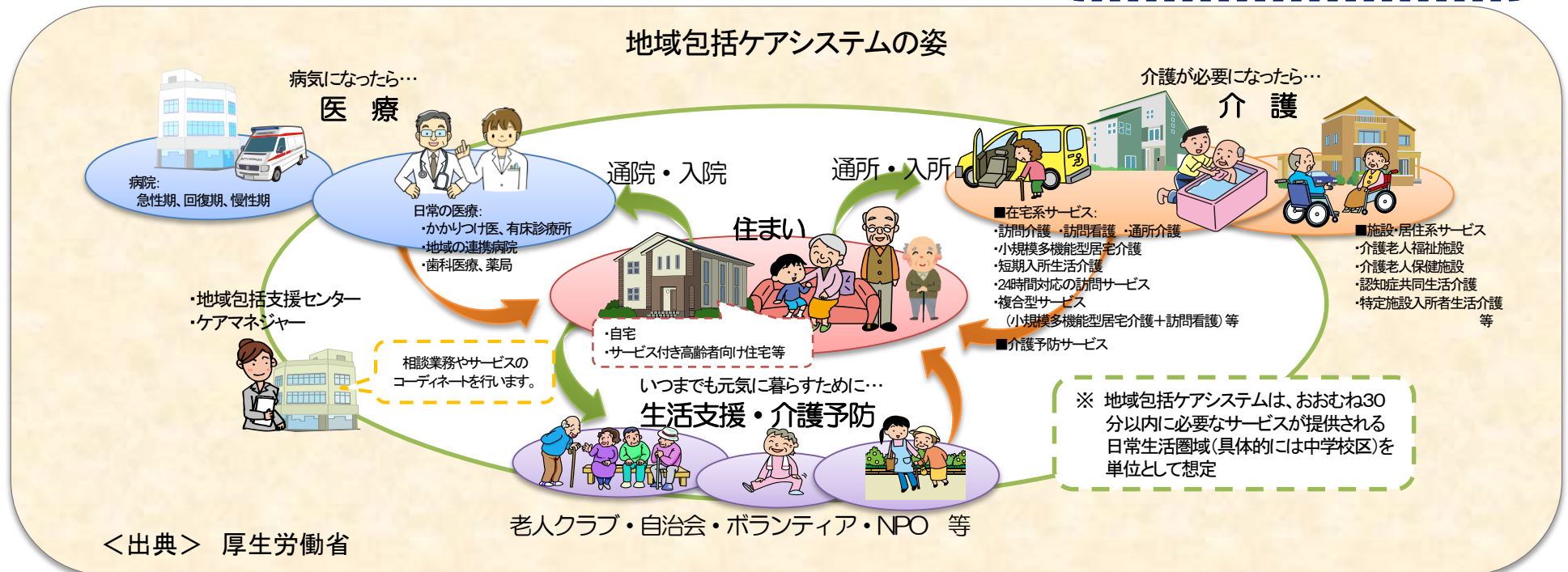
「地域包括ケアシステム」とは

「全員参加型」で 「2025年問題」を乗り越えるための 「地域支え合い体制づくり」

(注) 平成37年(2025年)には、「団塊の世代」が75歳以上に到達。



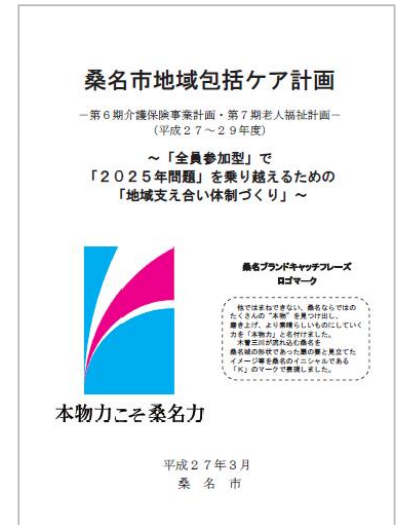
＜出典＞ 「地域包括ケアシステムの構築における
今後の検討のための論点」
(平成25年3月地域包括ケア研究会)



＜出典＞ 厚生労働省

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割

- 地域の関係者が相互に連携して活動を展開するネットワークを醸成するマネジメントとしての「規範的統合」の推進



- ① 「介護保険事業計画」の策定及び推進(マクロのレベル)
 - i 地域の実情に応じた介護保険の保険者としての期待の明確化
 - ii 地域資源のネットワーク化の前提となる地域資源の「見える化」
- ② 一定の範囲に属するすべての事例を対象とする「地域ケア会議」の開催(ミクロのレベル)



「外を知ることは、中を見ること。」

「桑名市地域包括ケア計画」に込められた思い

○ 「桑名市地域包括ケア計画」は、

- ① 介護保険の被保険者である高齢者及びその家族
- ② 介護保険制度の中でサービスを提供する医療機関及び介護事業所のほか、

① 介護保険の保険者である桑名市の職員

② その委託を受けて事業を運営する準公的機関である
桑名市地域包括支援センターの職員

③ 地域福祉を推進する準公的団体である桑名市社会福祉協議会の職員
も含め、基本的な方針を提示してその共有を働き掛ける

「規範的統合」を推進するための重要なツール。



○ 「桑名市地域包括ケア計画」については、

「地域包括ケアシステム」の構築に関する「テキストブック」となるよう、

① 厚生労働省が全国に提示した基本的な枠組みの趣旨及び内容

② 桑名市が地域の実情に応じて展開する具体的な取組みの趣旨及び内容

③ 施策の根拠となるデータ及び文書

等を総合的に記載。

「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念

高齢者の尊厳保持・自立支援

(介護保険法第1条)

セルフマネジメント(「養生」)

健康の保持増進

(介護保険法第4条第1項)

能力の維持向上



介護予防に資するサービスの提供

(介護保険法第2条第2項及び第5条第3項)

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅生活の限界点を高めるサービスの提供

(介護保険法第2条第4項及び第5条第3項)

在宅サービス

施設サービス

身近な地域での 多様な資源の「見える化」・創出

『介護予防・日常生活支援
総合事業』
『生活支援体制整備事業』



多職種協働による ケアマネジメントの充実

『地域ケア会議』
『在宅医療・介護
連携推進事業』
『認知症総合支援事業』



施設機能の地域展開

『従来の在宅サービスと
異なる内容の
新しい在宅サービス』



身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

訪問

桑名市
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

(専門職等)

「見える化」
・創出

専門職が専門的な
サービスの提供に
集中する

短期集中予防サービス
(専門職)

心身機能

保健師、看護師、管理栄養士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、
訪問介護員等

「サポーター」(地域住民)



高齢者サポーター、民生委員、食生活改善推進員、
シルバー人材センター、ボランティアグループ、民間事業者等

訪問介護
(専門職)

通所介護
(専門職)

生活機能の向上
(運動、栄養、口腔、認知等)

高齢者が介護保険を
『卒業』して地域活動に
『デビュー』する

参加

高齢者

活動

参加

「通いの場」(地域住民)



高齢者サポーター、健康推進員、地区社会福祉協議会、
自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、民間事業者等

桑名市
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

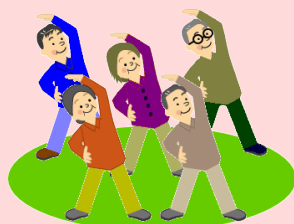
(専門職等)

「見える化」
・創出

通所

多職種協働によるケアマネジメントの充実

介護保険を
『卒業』して
地域活動に
『デビュー』する



「セルフマネジメント(養生)」

高齢者
(介護保険の被保険者)
及びその家族



住み慣れた
環境で
生き生きと
暮らし続ける

介護予防に資する
ケアマネジメント

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅生活の限界点を
高めるケアマネジメント

在宅サービス

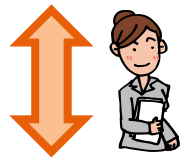
施設サービス

「地域ケア会議」の一類型としての「地域生活応援会議」

「サービス担当者会議」

介護支援専門員
(ケアマネージャー)

連携



サービス担当者
(医療、介護、予防、
日常生活支援等)

多職種協働での支援

保健師

社会福祉士

主任介護支援専門員

薬剤師等



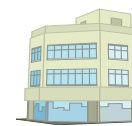
管理栄養士

理学療法士

歯科衛生士

「地域包括支援センター長会議」等

桑名市地域包括支援センター
(桑名市の委託を受けた準公的機関)



連携

桑名市
(介護保険の保険者)

【参考1】介護予防に資するケアマネジメントの事例のイメージ

陥りがちなケアマネジメント

「独りで入浴できない」



「清潔を保持したい」



「通所介護で
入浴する」



いつまでも
独りで入浴できない

できないことを代わりにするケア

目指すべきケアマネジメント

「なぜ独りで入浴できないのか」



「左片麻痺によるバランス不安定で
浴槽をまたげない」



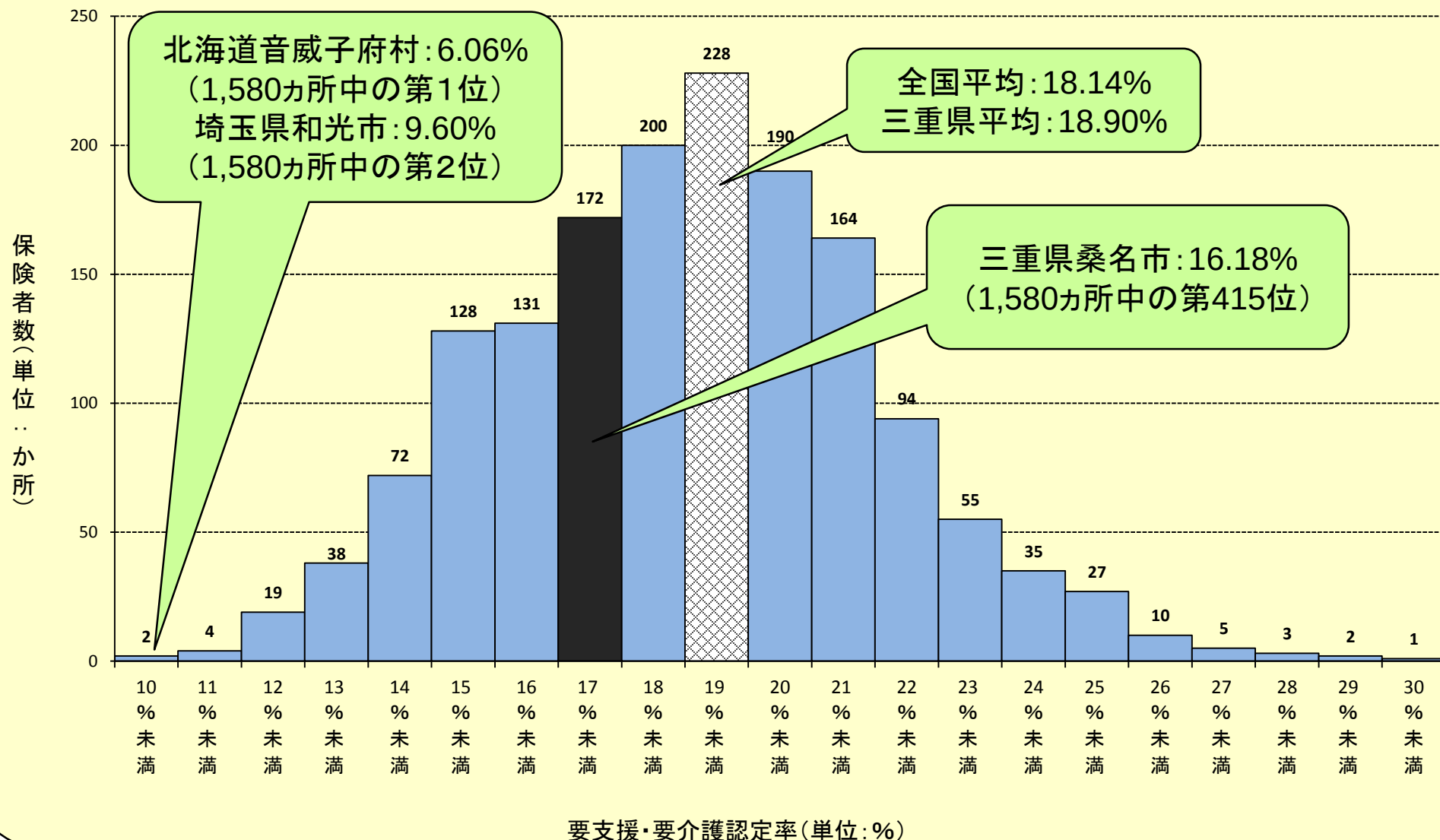
「通所介護で足を
持ち上げる動作を指導して
浴槽をまたげるようにする」



独りで
入浴できるようになる

できないことをできるようにするケア

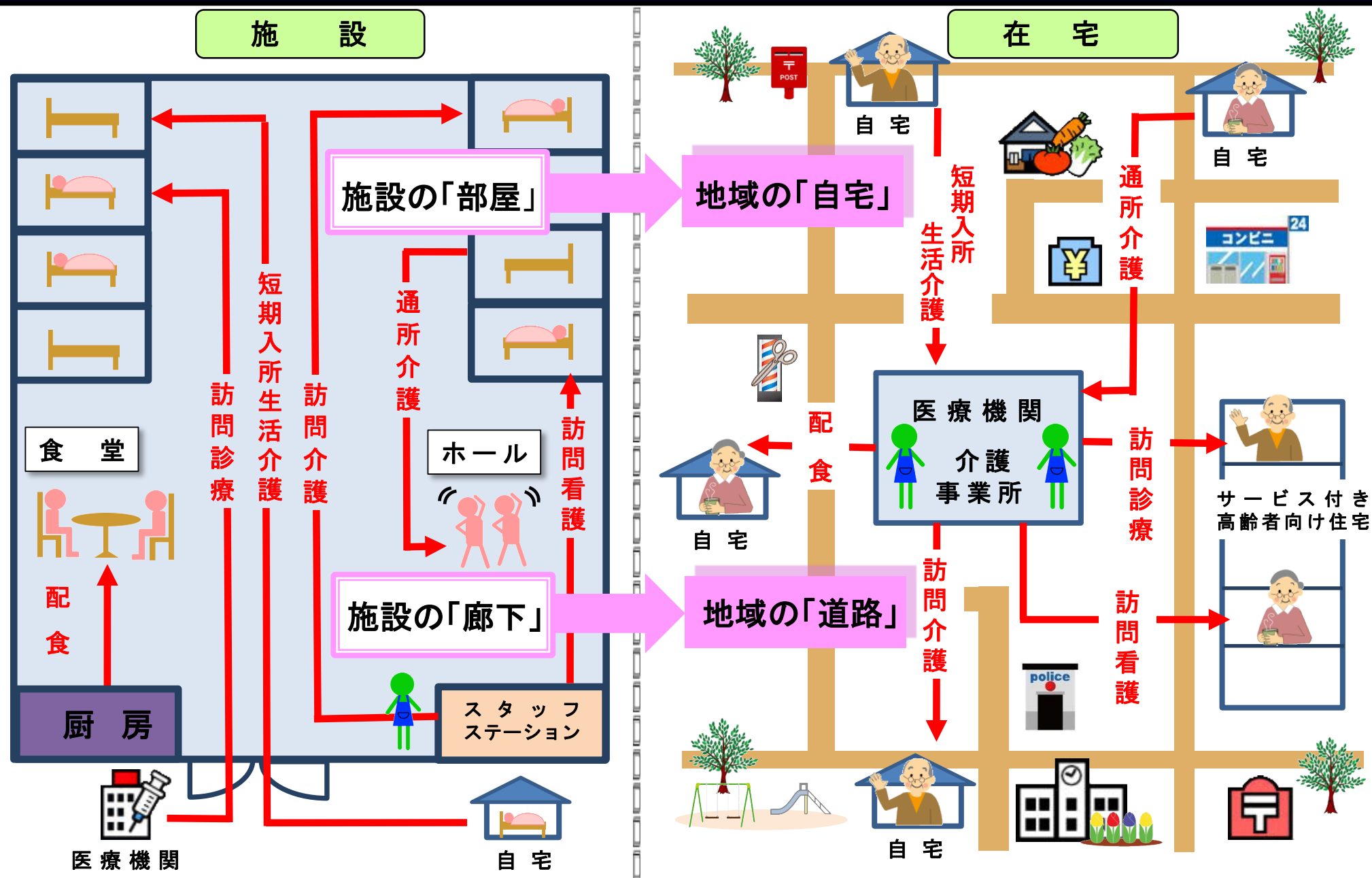
【参考2】全国の保険者における要支援・要介護認定率の分布（平成24年度）



(注) 要支援・要介護認定率は、高齢者数に対する認定者数の割合である。

＜出典＞ 桑名市介護保険事業状況報告

施設機能の地域展開 ～施設と同じ安心を自宅に届ける「新しい在宅サービス」～（１）



施設機能の地域展開 ～施設と同じ安心を自宅に届ける「新しい在宅サービス」～（2）

従来の在宅サービス

出来高払いの介護報酬・利用者負担
（“回転寿司方式”）



訪問介護
（身体介護・30分以上1時間未満）
（要介護）

405円/1時間

291,600円/月
（24時間×30日）

訪問看護
（30分以上1時間未満）
（要介護）

849円/1時間

611,280円/月
（24時間×30日）

短期入所生活介護
（併設型・ユニット型個室）
（要介護3）

841円/1日

25,230円/月
（30日）

通所介護
（小規模型・7時間以上9時間未満）
（要介護）

1,034円/1日

93,060円/月
（24時間×30日）

新しい在宅サービス

- 小規模多機能型居宅介護等
- 複合型サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設サービス等

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 認知症対応型共同生活介護

定額払いの介護報酬・利用者負担
（“飲み放題方式”）



小規模多機能型居宅介護

【要介護 5】	27,735円/月
【要介護 4】	25,154円/月
【要介護 3】	22,790円/月
【要介護 2】	15,668円/月
【要介護 1】	10,661円/月

介護老人福祉施設
（ユニット型個室）

【要介護 5】	27,545円/月
【要介護 4】	25,511円/月
【要介護 3】	23,478円/月
【要介護 2】	21,290円/月
【要介護 1】	19,257円/月

注 利用者負担は、介護報酬の1割に相当するものであり、食費、居住費等を含まない。

【参考】全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
「小規模多機能型居宅介護のご案内」一抄一

「小規模多機能型居宅介護事業所からのお願い」

小規模多機能型居宅介護は、介護保険サービスのひとつです。
なんでもできるわけではありません。

料金は、サービスの量に関わらず、定額制(月額)です。
よって、みなさんが必要以上に多く利用しようとするれば、
このサービスは成り立ちません。

本当に必要なものを必要に応じて提供します。

必要であれば、毎日通うこともでき、宿泊することもできます。

利用者、家族・介護者、地域のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

「桑名市地域包括ケア計画」の特徴的な内容(1)

1 地域の実情に応じた介護保険の保険者としての期待の明確化

(1) 施設機能の地域展開

- 施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供体制を重点的に整備するため、従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスを提供する事業所がおおむね倍増するよう、
 - ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ② 小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定について、公募を実施。

(2) 「運営推進会議」等の活用

- 地域密着型サービス事業者の「運営推進会議」等について、地域住民に対する普及啓発を図る場として活用。

「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」の活用

- 「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」は、地域密着型サービス事業者の地域連携のためのものであるが、主として、地域密着型サービス事業者の活動状況を報告する機会。
- これについては、地域住民に対する普及啓発を図る場として活用することが可能。



平成26年9月19日
小規模多機能型居宅介護等を提供する
事業所における「運営推進会議」

- 今後、
 - ① 地域密着型サービス事業者において、利用者に対する介護予防に資するサービスの提供又は在宅生活の限界点を高めるサービスの提供（在宅での看取りを含む。）に関する事例を紹介する機会
 - ② 桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会において、地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける機会として、「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」を活用するよう、期待。

【参考】「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」一例一

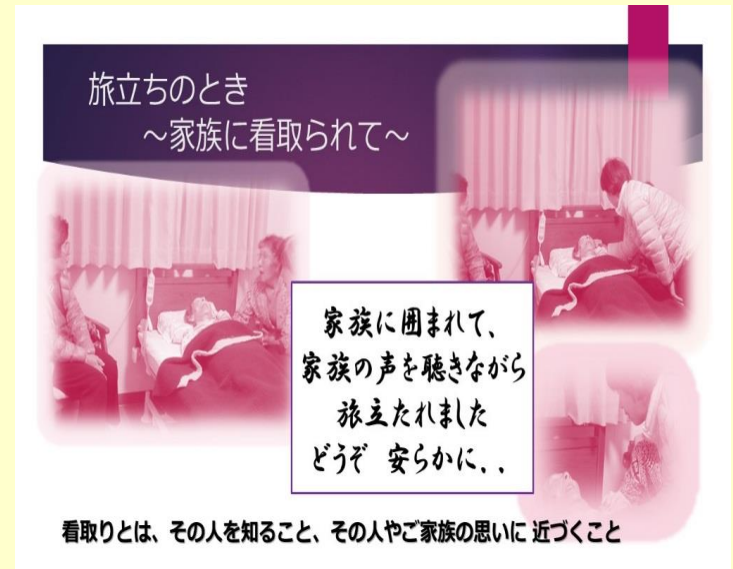
- 地域密着型サービス事業者の
地域連携のための「運営推進会議」は、
 - ① 事業運営の「見える化」
 - ② 地域住民に対する普及啓発
を図る重要な機会。



- 平成23年5月に開設された
認知症対応型共同生活介護等を提供する
事業所において、おおむね2月に1回、
 - ① 利用者又はその家族
 - ② 地域住民の代表者等の参加を得て、「運営推進会議」を開催。
- その中で、平成27年1月、利用者に対する
在宅での看取りに関する事例を紹介。



平成27年1月16日
「運営推進会議」



「桑名市地域包括ケア計画」の特徴的な内容(2)

(3)地域包括支援センターの事業運営方針の提示

- 介護保険の保険者である市町村の委託を受けて事業を運営する準公的機関である地域包括支援センターについて、次に掲げる事業運営方針を提示。
 - ① 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底
 - ② 高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントのための「チームプレー」の励行
 - ③ 介護予防や日常生活支援に資する地域づくりの推進のための「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

「桑名市地域包括ケア計画」の特徴的な内容(3)

2 地域資源のネットワーク化の前提となる地域資源の「見える化」

- 地域資源のネットワーク化の前提となる
地域資源の「見える化」を図るため、
次に掲げる等の事例を紹介。
 - ① 地域住民を主体とする「サポーター」
 - ② 地域住民を主体とする「通いの場」
 - ③ 事業所の地域開放

3 保険料負担の増大を抑制する努力の「見える化」

- 平成27～29年度の保険料基準額(月額)について、
自然体で5,417円と推計した上で、
要介護・要支援認定率の上昇を抑制する等の施策を反映し、
5,239円(▲178円)と算定。

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(1)

1. 「短期集中予防サービス」の重点的な活用

- 従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービスから「短期集中予防サービス」への移行が促進されるよう、生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとしての「くらしいきいき教室」を創設。
- これは、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供するサービスであって、
対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合には、
 - ① サービス事業所
 - ② 対象者
 - ③ 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関に対し、「元気アップ交付金」を交付するもの。

「くらしいきいき教室」(1)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」
趣旨	○ 通所時に実行することができる「手段的日常生活動作(IADL)」を在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。 ○ 生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供する「短期集中予防サービス」を創設。
対象者	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、 「くらしいきいき教室」を利用する必要があるもの (「くらしいきいき教室」を利用して6月以上が経過しないものを除く。)

「くらしいきいき教室」(2)

内容	① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与 ② 6月を限度とするサービスの提供 i 週1回以上の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等 (注) 「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。 ii 月1回以上の訪問による医療・介護専門職等の生活環境調整等
事業者	認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定 又は通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた 事業所であって、指定事業者の指定を受けたもの (注) 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る 指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る 指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも、可能。
遵守事項	① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有 ② サービスの提供状況に関する情報の公表 (注) 「健康・ケア教室」を提供することが望ましい。 ③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力 等

「くらしいきいき教室」(3)

手続	○ 指定事業者の指定については、公募を実施。 ○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」を実施。 (注) 桑名市及びすべての桑名市地域包括支援センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 基本報酬 i 1～3月目:22,000円／月 ii 4～6月目:21,000円／月 ② 加算 対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、 6月が経過したときは、「元気アップ交付金」を支給。 i サービス事業所:18,000円 ii 対象者:2,000円 iii 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円
利用者負担	基本報酬の10%及び実費

※ 平成27年4・5月、指定事業者の指定について、公募を実施した上で、
平成27年7月より、指定事業者において、サービスを提供する予定。

【参考】介護予防通所介護等と比較した「くらしいきいき教室」のサービス単価

要支援1の 介護予防通所介護の 基本報酬 【1, 647単位／月】 ＋ 週1回の 介護予防訪問介護の 基本報酬 【1, 168単位／月】の25% ＋ 介護予防訪問介護の 生活機能向上連携加算 【100単位／月 (3月に限る。)】	要支援1の 介護予防通所介護の 基本報酬 【1, 647単位／月】 ＋ 運動器機能向上サービス、 栄養改善サービス 又は口腔機能向上サービスの うちの2種類に係る 介護予防通所介護の 選択的サービス複数実施加算 【480単位／月】	「くらしいきいき教室」の 基本報酬 〔 1～3月目:22, 000円／月 4～6月目:21, 000円／月〕 ＋ 「くらしいきいき教室」の 加算 (「元気アップ交付金」 【18, 000円 (サービス事業所分)】
122, 640円／6月	131, 064円／6月	147, 000円／6月

2. 事業所の地域開放

- 事業所が地域住民に対して
予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となるよう、
「健康・ケア教室」を創設。
- これは、地域交流スペース等を活用するとともに、
医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、
介護予防教室を開催するなど、
要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む
地域住民が相互に交流する機会を提供するサービス。
- この場合においては、
サービスの提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、
事業所をその近隣の地域住民に開放するサービスとして、
送迎を実施しない取扱いが基本。

「健康・ケア教室」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB(住民主体による支援)」
趣旨	医療・介護専門職を抱える医療機関及び介護事業所においては、 医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護サービスを提供する 拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する 拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で 事業を運営することが期待されるところ。
内容	指定地域密着型サービス事業者の指定、指定居宅サービス事業者の指定等を受 けた事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、 医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、 介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供。
助成金	週1回以上、かつ、月30人以上(平成27年度に限り、月20人以上)で 20,000円／月
利用者負担	実費

【参考1】事業所の地域開放 — 日進地区の「清風園」—

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



○ 平成22年7月、養護老人ホームにおいて、
談話室を地域に開放。具体的には、週1回、
地域住民を対象として、認知症の予防のための
「脳の健康教室」を開催。

(注)平成25年度には、34回にわたり、
延べ214人の参加を得たところ。

○ 平成24年9月、「脳の健康教室」に参加した
有志により、ボランティアグループ
「コスモスの会」を結成。具体的には、月2回、
養護老人ホームの入所者を対象として、
折り紙、ゲーム、茶話会等を実施。



平成26年9月3日
「脳の健康教室」



平成26年11月21日
「コスモスの会」

【参考2】事業所の地域開放 —大和地区の「ふるさとの里」—

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要



- 平成24年3月に開設された小規模多機能型居宅介護等を提供する事業所において、地域住民に対し、地域交流の機会を提供。
- ① 平成24年3月以降、年2回、「餅つき大会」を開催。
 - ② 平成24年4月、誰でも利用可能な喫茶「わか菜」を開設。
 - i 血圧計及び血圧ノートを設置。
 - ii 勉強会「血圧について」を開催。
 - ③ 平成26年7月以降、ボランティアの協力を得て、多目的ホール「みんなのへや」を活用した「集いの場サロン」を開催。

(注) 平成26年7～12月の間、24回にわたり、延べ150名の参加を得て、籠づくり、折り鶴等の手芸や談話を実施。



平成26年10月15日
勉強会「血圧について」



平成26年10月28日
「集いの場サロン」



【参考3】事業所の地域開放 —大山田地区の「虹の会」—

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



- 平成23年4月に設立された生活協同組合において、地域住民に対し、地域交流の機会を提供。
- 具体的には、平成24年4月以降、おおむね月1回、「大山田コミュニティプラザ」において、ボランティア等の協力を得て、地域の高齢者を対象として、次に掲げる内容の「虹の会」を開催。
 - i ボランティア等のレクリエーション
 - ii 「お食事会」
 - iii 血圧等の測定及び「健康体操」

(注)平成24年4月～平成26年12月、28回にわたり、延べ796人の参加を得たところ。



平成26年9月3日
「お食事会」



平成26年10月1日
「健康体操」

【参考4】事業所の地域開放 —筒尾地区の「ももふれあい保健室」—

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成26年10月2日
「ももふれあい保健室」



- 平成26年10月、筒尾地区の訪問看護ステーションにおいて、
「ももふれあい保健室」を開設。
- 具体的には、毎週木曜日13:30~15:00、
看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(3)

3. 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」

- 地域の実情に応じた多様なサービスを内容とする
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」については、
全国一律のサービスを内容とする介護給付及び予防給付以上に、
個々の高齢者のそれぞれのニーズに応じて
適切に組み合わせられたサービスが
効果的かつ効率的に提供されるよう、
多職種協働によるケアマネジメントの充実を図ることが重要。
- このため、「介護予防ケアマネジメント」を実施するに当たり、
多職種協働でケアマネジメントを支援するための
「地域生活応援会議」を活用。

【参考1】桑名市の「地域生活応援会議」(毎週水曜日午後)のイメージ



【参考2】「地域生活応援会議」に参加する皆さんに呼び掛けたいこと

- ① 多職種の視点を積極的に取り入れ、チームでケアマネジメントの「カイゼン」を目指しましょう。



「地域生活応援会議」に提出される介護予防サービス計画等は、「サービス担当者会議」を経ない素案です。

- ② 専門職に求められる専門性を発揮し、「エビデンス」に基づいて予後を予測し、「セルフマネジメント(養生)」を働き掛け、「生活機能の向上」の限界点を追求しましょう。



「データヘルス」が求められます。
介護保険の「卒業」は、介護保険の「卒業」先を明確にしない限り、実現されません。

- ③ ケアマネジメントを通じ、ニーズを掘り起こしてサービスを育成しましょう。



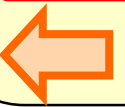
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に盛り込まれる短期集中予防サービスのほか、通所介護と組み合わせられる訪問介護、認知症対応型共同生活介護に先立つ小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型通所介護等の普及が期待されます。

- ④ サービスを利用する者のほか、費用を負担する者に対しても、説明責任を果たすため、サービスの提供方針を具体的に明らかにしましょう。



サービスの提供には、サービスを利用する者によって負担される保険料及び税のほか、その他の者によって負担される保険料及び税も、投入されます。

- ⑤ 現場での創意工夫に基づく成果の「見える化」を図りましょう。



今後、介護保険の「卒業」等に関する実績を公表する予定です。

【参考3】「地域生活応援会議」出席状況(1)(平成26年10月15日～平成27年3月18日)

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
地域包括支援センター	5	4	7	5	5	26
居宅介護支援事業所	1	2	0	2	1	6
アパティア				1		1
いこい				1		1
桑名の杜	1					1
木もれび		1				1
ふるさと		1				1
ヒューマンケア					1	1
合計	6	6	7	7	6	32

【参考3】「地域生活応援会議」出席状況(2) (平成26年10月15日～平成27年3月18日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防通所介護		4	6	4	7	4	25
	エバーファイン		1	3	1		5
	いこい		1	1	1		3
	エクセレントくわな	2					2
	クオ	1			1		2
	じゅん	1			1		2
	いっぽ				1		1
	気の向くまま					1	1
	クオプラス		1				1
	グリーンタウン		1				1
	木もれび		1				1
	さんせん				1		1
	福寿草					1	1
	ふるさと		1				1
	マミーハウス				1		1
	まんまる					1	1
	よもぎ					1	1

【参考3】「地域生活応援会議」出席状況(3)(平成26年10月15日～平成27年3月18日)

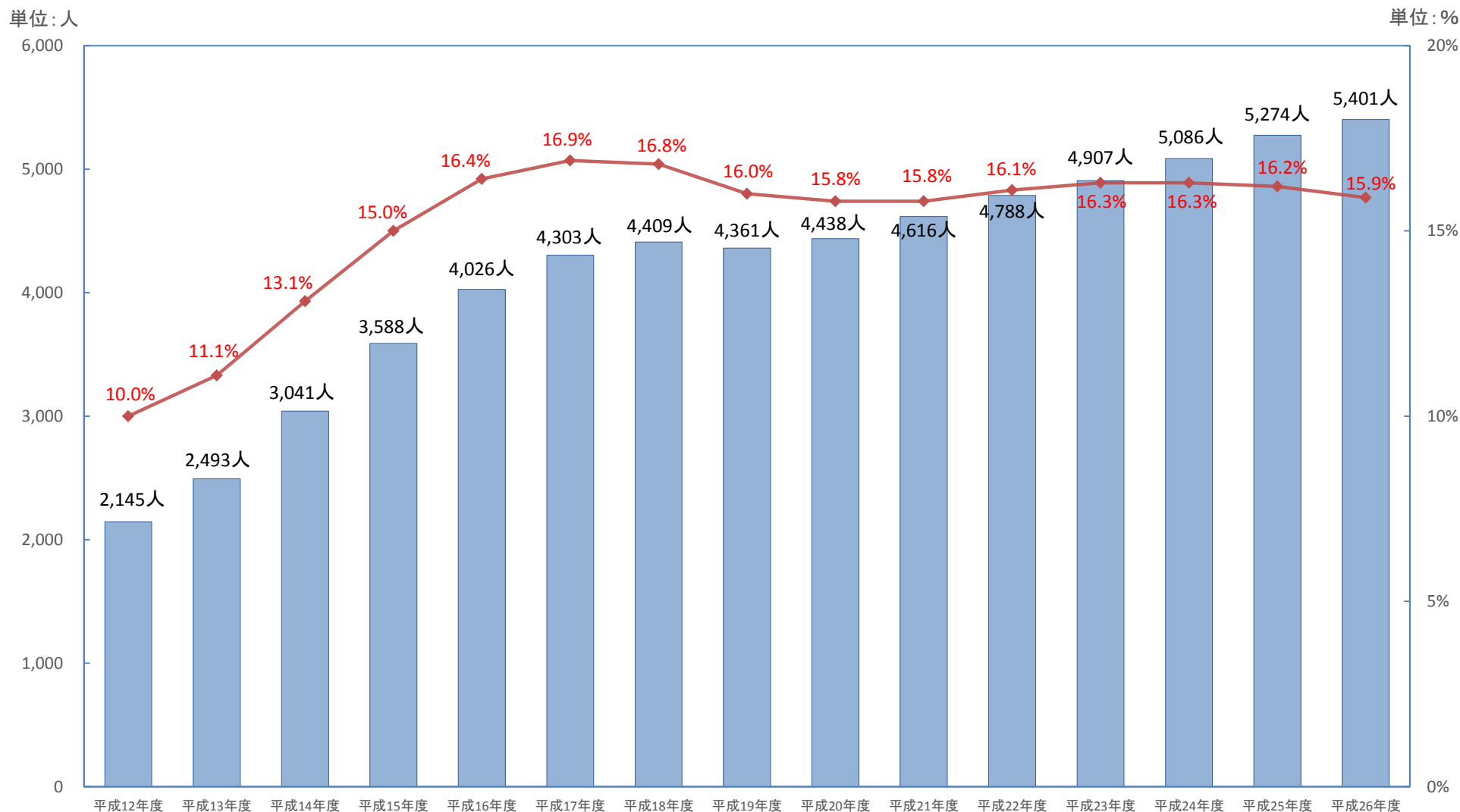
	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防通所リハビリテーション	1					1
桑名病院デイケア	1					1

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防訪問介護	1					1
桑名の杜	1					1

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防訪問リハビリテーション	2	1	2			5
桑名病院	2					2
ヨナハ訪問リハビリテーション			2			2
わかば		1				1

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防福祉用具貸与	1	1	2	1	2	7
日本ケアシステム		1		1		2
エバーグリーン中京			1			1
さくらライフクリエイト			1			1
山下コーポレーション	1					1
ヤマムロ産業					1	1
ライフテクノサービス					1	1

【参考4】桑名市における要介護・要支援認定率の推移（平成12～26年度）



（注1）要介護・要支援認定率は、高齢者数に対する要介護・要支援認定者数の割合である。

（注2）各計数は、各年9月30日現在である。

（注3）平成12～16年度は、旧桑名市、旧多度町及び旧長島町の合計である。

＜出典＞桑名市介護保険事業状況報告

【参考5】桑名市における要介護・要支援認定率の推移(平成26年度)

	高齢者数	要介護・要支援認定者数	要介護・要支援認定率
平成26年 4月	33,389人(+4.16%)	5,347人(+3.64%)	16.01%(▲0.08pt)
平成26年 5月	33,459人(+4.03%)	5,390人(+3.55%)	16.11%(▲0.07pt)
平成26年 6月	33,568人(+4.04%)	5,407人(+3.82%)	16.11%(▲0.03pt)
平成26年 7月	33,665人(+4.04%)	5,469人(+5.50%)	16.25%(+0.23pt)
平成26年 8月	33,786人(+3.98%)	5,430人(+3.67%)	16.07%(▲0.05pt)
平成26年 9月	33,905人(+3.89%)	5,406人(+2.50%)	15.94%(▲0.22pt)
平成26年10月	33,999人(+3.83%)	5,410人(+1.79%)	15.91%(▲0.32pt)
平成26年11月	34,901人(+3.83%)	5,398人(+1.49%)	15.83%(▲0.37pt)
平成26年12月	34,178人(+3.88%)	5,345人(+0.53%)	15.64%(▲0.52pt)
平成27年 1月	34,241人(+3.53%)	5,300人(▲0.24%)	15.48%(▲0.58pt)
平成27年 2月	34,345人(+3.52%)	5,293人(▲0.40%)	15.41%(▲0.61pt)
平成27年 3月			

(注) 括弧内は、対前年同月比。

<出典> 厚生労働省

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(4)

4. 健康増進事業と一体的な「エビデンス」に基づく介護予防事業の展開

- 保健センター、地域包括支援センター等に配置された保健・福祉専門職等の役割について、
 - ① 自らサービスを提供する「プレーヤー」から
 - ② 地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける「マネージャー」へと転換し、保健センターの健康増進事業と地域包括支援センターの介護予防事業とを一体的に展開。
- 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、可能な限り、早期に、リスクを抱える高齢者を把握した上で、戸別訪問等による総合相談支援を実施するなど、効果的かつ効率的に介護予防事業を展開。

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(5)

5. 市町村特別給付の活用

- 要介護から要支援へ、あるいは、
要支援から要介護への移行に対応するため、
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」と同様な内容の
「短期集中予防サービス」を市町村特別給付として創設。



- 桑名市では、
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」について、
「小さく生んで大きく育てる」という考え方にに基づき、
まずは、平成27年4月に開始した上で、
その後、必要に応じ、見直す方針。

地域密着型サービス事業所に対する期待

- ① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有
- ② 施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供
- ③ 「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」、「健康・ケア教室」等を通じた事業所の地域開放
- ④ 「くらしいきいき教室」を始めとする「短期集中予防サービス」の提供
- ⑤ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力

「地域包括ケアシステム」の構築は 「全員参加型」で「2025年問題」を乗り越えるための 「地域支え合い体制づくり」です。

桑名市市章



水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。

円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。



桑名市
イメージキャラクター
「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。

洋服の三本線は、木曽三川をイメージしています。

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、 「オール桑名」で一步一步着実に取り組みましょう。